

旅費精算について

活動に伴う他施設等への移動の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。

やむをえない場合を除いて、自家用車およびタクシーの利用は認められない。これらを利用しようとする場合は、移動経路および距離等の情報を添えて、あらかじめ学会事務局に申請の上、許可を得なければならない。自家用車を使用したときは、ガソリン代等を表1の金額で計算し支給する。

表1 自家用車交通費

交通費（自家用車利用）		
高速道路料金	駐車料金	ガソリン代
実費	実費	8円/1km

(注)

ガソリン代の算出根拠

ガソリンの全国平均価格（10/28 現在） レギュラー 171円 ハイオク 182円

ガソリン車全体の燃費平均値（2022年） 24.3 km/L

180円として計算すると7.4円/km → 切り上げて 8円/1km